平成３０年（フ）第６号
石川県小松市平面町カ203番地１　エムハウスＢ　102号室
債務者　山田明男こと　金　　明男
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県宝塚市中筋山手３丁目７番20号　103、従前の住所兵庫県宝塚市売布３丁目12番21―201号
債務者　桑原亜希子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県伊丹市瑞穂町３丁目14番地　藤レジデンス瑞穂403号
債務者　井田　祐子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６５０号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目22番10号　マイドーム塚口101号
債務者　山本　一日
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８０号
兵庫県西宮市平木町３番７―208号
債務者　小松原大貴
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１号
兵庫県尼崎市常松２丁目15番22号　シャルル武庫之荘103号、前住所神戸市兵庫区大開通６丁目２番24―202号　プラネットフィールド兵庫
債務者　山本美由希（旧姓伊山）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３４号
兵庫県西宮市門前町10番27号　シルバーリビング門前、前住所兵庫県西宮市森下町３番27―709号
債務者　松崎　一彦
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５７号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目10番地　浜田東ハイム101
債務者　切籏ユカコ
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５９号
兵庫県西宮市深津町３番16―302号
債務者　種田　広宣
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６１号
奈良県橿原市八木町３丁目７番25号
債務者　山口　充弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
奈良県磯城郡三宅町大字但馬509番地の２
債務者　後藤　昌子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第９号
奈良県橿原市川西町77番地　橿原県営住宅Ａ06棟403号
債務者　市岡喜代子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
佐賀県伊万里市立花町2300番地93
債務者　松尾巡一郎
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第６号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙3630番地10
債務者　西野　晋吾
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第７号
佐賀県杵島郡江北町大字惣領分1980番地
債務者　山田　嘉信
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１０号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1494番地　コーポひろしⅠ　101
債務者　伊藤　輝久
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１２号
宮崎県延岡市別府町4002番地３
債務者　濱田光一郎
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部